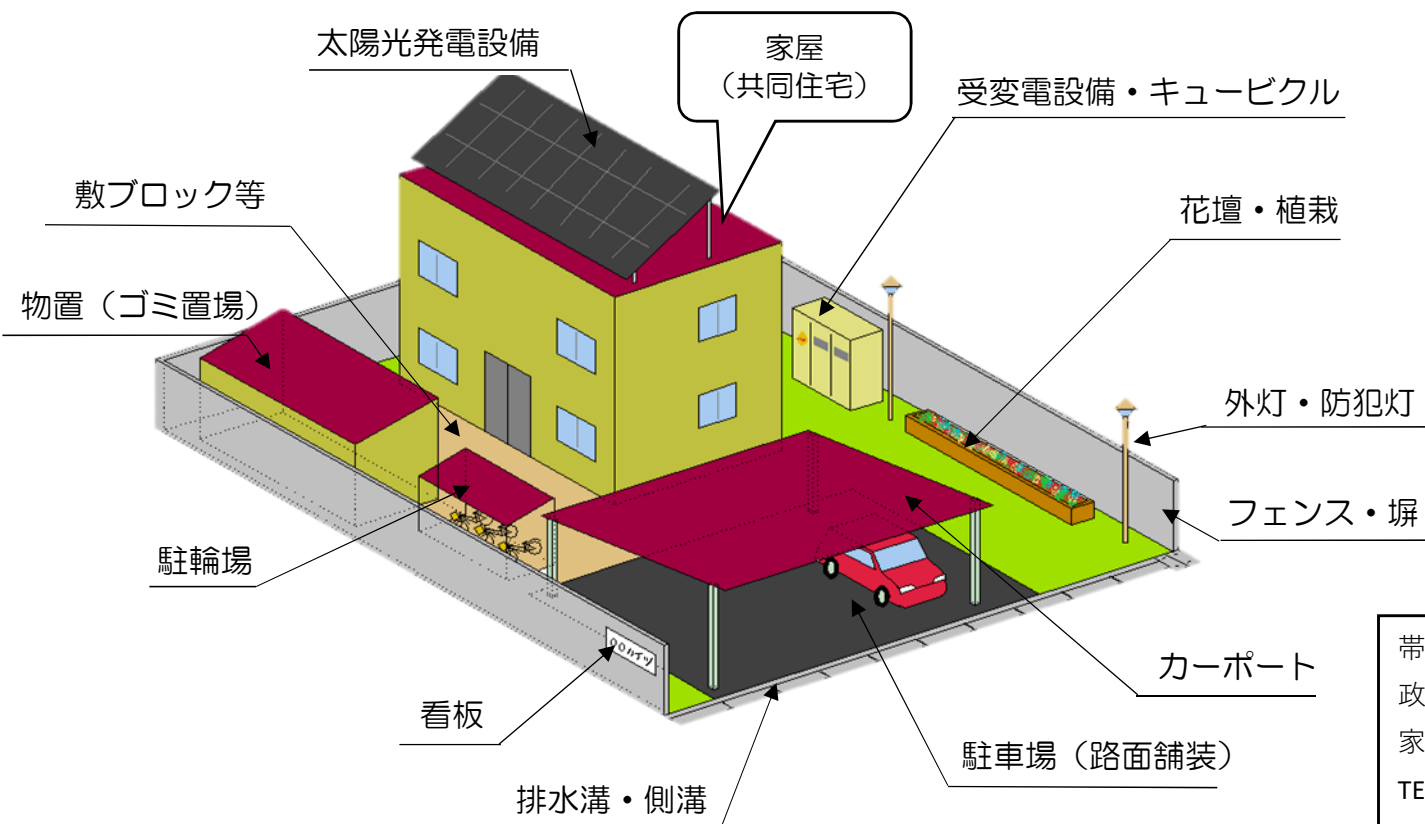


アパート・マンションの償却資産例

このような資産を所有していませんか？

土地・家屋以外の事業用資産は、償却資産に該当します。

償却資産は市役所資産税課へ申告しましょう。



家屋に係る設備類は家屋の課税に含まれ、償却資産の対象外となることが有ります。
申告の必要があるか不明な場合は、右記までお問い合わせください。

耐用年数（例）

太陽光発電設備	・・・	17年
敷ブロック	・・・	15年
受変電設備	・・・	15年
外灯・防犯灯	・・・	10年
駐車場（舗装）	・・・	10年
駐車場（砂利）	・・・	15年
エアコン（壁掛け型等）		6年

※ 上記に示した耐用年数は参考であり種類、材質などにより異なります。申告の際は、所有する資産の内容にあったものを記載してください。分からない場合は下記連絡先までお気軽にご連絡ください。

帯広市役所
政策推進部 税務室 資産税課
家屋係 償却資産担当
TEL：0155-65-4124（直通）
FAX：0155-23-0154
MAIL：property_tax@city.obihiro.hokkaido.jp